

高等学校等就学支援金及び広島県の授業料軽減制度について

(R2.7月以降)

- (1) 高等学校等就学支援金制度(国の制度)
 私立高等学校に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。
- (2) 授業料等軽減補助金制度(県の制度)
 就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び入学時納入金を軽減する制度です。

生徒の親権者全員の「市町村民税の課税所得額(課税標準額)等」の合計額に応じて、次のとおり軽減されます。返済は不要です。

近畿大学附属広島高等学校福山校 【入学金:200,000円 授業料:月額35,000円 年額420,000円】
 (円)

対象となる判定基準※1 (市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額)【保護者全員の合計額】	入学時納付金	毎月の授業料		
	支給(軽減)される金額	(1)就学支援金支給額	(2)授業料等軽減補助額	実質の授業料
①0円(非課税) ※2 (年収～約270万円)	180,000	33,000	2,000	0
②51,300円未満の世帯 (年収約270万～約350万円)	180,000	33,000	2,000	0
③154,500円未満の世帯 (年収約350万～約590万円)	対象外	33,000	0	2,000
④304,200円未満の世帯 (年収約590万～約910万円)	対象外	9,900	0	25,100
⑤304,200円以上の世帯 (年収約910万円～)	対象外	0	0	35,000

注)・年収は両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。

具体的な支給の可否は、世帯構成と収入を考慮した所得割額で判断されます。

・入学時納付金支給対象は、特別進学コース・体育進学コースです。

※1 確認書類

課税証明書に記載の「市町村民税の課税所得額(課税標準額)」と「市町村民税の調整控除額」をもとに計算します。

また、マイナポータルホームページの「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です)

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※2 市町村民税と県民税が非課税の世帯は、就学支援金・軽減補助に加え、授業料以外の教育費の支援金があります。(返済不要)

①高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)

教科書費・教材費・学用品費・教科外活動費等 年額:13万円～15万円(兄弟姉妹の構成による)

②高等学校等学びの变革環境充実奨学金

ICT端末(本校指定iPad)の購入及び通信費 年額:3万5千円

